令和9年度

# 固定資産税（償却資産）申告の手引き

茨城県那珂市

平素から税務行政に格別のご協力をいただき厚くお礼申し上げます。
さて、那珂市内に事業用資産（償却資産）をお持ちのかたは、地方税法第383条の規定により、毎年1月1日現在の所有状況を申告していただくことになります。
該当するかたにおいては、この手引きを参考に申告書を作成のうえ、期限までにご提出くださいますようお願いいたします。

## 申告期限　令和９年２月１日(月)

### 申告にあたってのお願い

◇ 申告期限は令和９年２月１日(月)ですが、事務処理の都合上**令和９年１月15日(金)まで**の提出にご協力をお願いいたします。
◇ 前年中に資産の増減がないまたは事業廃止・解散・異動があった場合でも申告は必要です。
◇ 償却資産をお持ちでない場合についても、申告のご協力をお願いいたします。
◇ 郵送により申告する際、**申告書の控え（受付印押印済）の返送が必要な場合は、必ず提出用と控え用の申告書それぞれ1部ずつと切手を貼り付けた返信用封筒を同封してください。**
◇ 申告期限間近になりますと窓口の混雑が予想されます。申告書の提出には、地方税ポータルシステム（以下 eLTAX：エルタックス）を利用した電子申告が便利です。**PC をお持ちのかたは電子申告によるご協力をお願いいたします。**
詳しくは eLTAX のホームページおよび本手引きの 10 ページをご確認ください。
（eLTAX ホームページ：https://www.eltax.lta.go.jp/）

《申告書の提出及び問合せ先》
〒311-0192　茨城県那珂市福田 1819 番地５
那珂市　総務部　税務課　資産税グループ
電話：029-298-1111（内線 162～164）

那珂市ホームページ：https://www.city.naka.lg.jp

# 目　　次


## 1 償却資産について

償却資産とは ..... 1
申告が必要な資産 ..... 1
申告が必要ない資産 ..... 1
リース資産について ..... 2
償却資産と家屋との区分 ..... 2
償却資産の種類と具体例 ..... 4
耐用年数について ..... 4
課税標準の特例を受ける資産 ..... 7
非課税となる資産 ..... 8

## 2 償却資産の申告について

申告が必要なかた ..... 9
申告書の記入と提出書類 ..... 9
電子申告(eLTAX)について ..... 10
申告書提出にあたっての留意事項 ..... 11

## 3 評価額の計算とその他

評価額の算出方法 ..... 12
地方税と国税の主な違い ..... 13
課税標準、免税点、税率等 ..... 13

## 4 申告書記入例 ..... 14

# 1 償却資産について

## 償却資産とは

固定資産税における償却資産とは、土地及び家屋以外の事業の用に供することができる資産で、その減価償却額又は減価償却費が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上損金又は必要な経費に算入されるものをいいます。ただし、取得価格が少額である資産、その他政令で定める資産は償却資産から除きます。（地方税法第341条第4号）

## 申告が必要な資産

毎年1月1日現在において、土地及び家屋以外で事業の用に供することのできる有形固定資産で、所得税法または法人税法の所得の計算上、減価償却の対象となる資産が該当します。

また、次のような資産も事業の用に供することができる状態であれば申告が必要となります。

◇ 建設仮勘定で経理されている資産
◇ 決算期以降に取得された資産で未だに固定資産勘定に計上されていない資産
◇ 償却済資産（減価償却が終わり、帳簿上備忘価格で計算されている資産）
◇ 簿外資産（会社の帳簿に記載されていない資産）
◇ 遊休資産（稼働を休止しているが、維持補修が行われている資産）
◇ 未稼働資産（すでに完成しているが、未だに稼働していていない資産）
◇ リース資産で期間満了後無償譲渡されている資産（2 ページ参照）
◇ 建物付属設備で償却資産に該当するもの（2～3 ページ参照）
◇ 即時償却資産（取得価額が 30 万円未満の資産で、租税特別措置法の規定を適用しているもの）

## 申告の必要がない資産

◇ 取得価格が20万円未満の償却資産で、税務会計上3年間で一括償却しているもの
◇ 耐用年数が1年未満又は取得価格が10万円未満の償却資産で、一時に損金算入されたもの
◇ リース資産で取得価額が20万円未満のもの
◇ 自動車税、軽自動車税の課税対象となるもの
◇ 建物、建物附属設備のうち家屋の対象となっているもの
◇ 無形固定資産（ソフトウェア、特許権等）

## リース資産について

リース資産は、その契約内容により、申告義務者が異なります。

契約内容による申告義務者は以下のとおりです。

| リース契約内容 | 申告義務者 |
|---|---|
| ① 通常の賃貸借契約によるリース資産<br>（リース期間満了時に資産を返還する場合） | 貸主 |
| ② 所有権が借主へ移転するリース資産<br>（所有権留保付売買契約等、リース期間満了時に資産が使用者のものになる場合） | 借主 |

平成 19 年度税制改正により、平成 20 年 4 月 1 日以降に契約を締結する「所有権移転外ファイナンス・リース取引」については、税務会計上は売買取引として貸主が減価償却をすることとなりましたが、固定資産税（償却資産）においては、従来どおり貸主に申告義務があります。

また、所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産で、所有者（貸主）が当該資産を取得した際の取得価額が 20 万円未満の場合、償却資産の申告は不要です。

【申告書作成の際の注意】

上記①に該当する資産がありましたら、償却資産申告書中「18　借用資産」欄の「有」に☑をつけ、「貸主の名称等」欄にリース会社名をご記入ください。

資産内容がすべてリース資産の場合は、申告書中「20　該当資産なし」に☑をつけてご提出ください。

## 償却資産と家屋との区分

固定資産税における取扱いでは、「家屋の所有者が所有する、家屋と構造上一体となって家屋の効用を高める建物附属設備（電気設備、ガス設備、給水設備等）」については、家屋の一部として課税されます。

しかし、「家屋から独立した機器、独立した機器としての性格が強いもの」、「特定の生産又は業務用に供されるもの」、「単に移動を防止する程度に家屋に取り付けられたもの」は償却資産として課税されます。（3 ページ参照）

なお、貸しビル・貸店舗等を借り受けて事業をされているかた（賃借人）が、自らの事業の用に供するために取り付けた建物附属設備については、家屋として課税すべき附属設備（みなし償却資産）も含めて、賃借人のかたに償却資産として固定資産税が課税されます。

| 設備の種類 | 償却資産とするもの | 家屋に含めるもの |
|---|---|---|
| 発変電設備 | 自家用発電設備・受変電設備（配線等含む） | － |
| 動力用配線配管設備 | 特定の生産又は業務用設備 | 左記以外の設備 |
| 電灯照明設備 | ネオンサイン、投光器、スポットライト、家屋と分離している屋外照明設備 | 屋内照明設備、配分電盤 |
| 電話設備 | 電話機、交換機等の装置、器具類 | 配線 |
| インターホン設備 | インターホン器具、マイクロホン、アンプ等の装置、器具類 | － |
| 電気時計設備 | 時計、配電盤等の装置・器具類 | － |
| 火災通報装置 | 屋外の装置（配線を含む） | 屋内の装置（配線を含む） |
| 消火装置 | 消火栓設備のホース・ノズル・消火器 | 消火栓設備、スプリンクラー |
| 中央監視制御装置 | 制御装置（配線含む） | － |
| 避雷設備、換気設備、衛生設備 | 特定の生産又は業務用の換気設備 | 設備一式 |
| し尿浄化槽設備 | 右記以外の設備 | 家屋と一体になっている設備 |
| 給湯設備 | 局所式給湯設備 | 中央式給湯設備 |
| ガス設備、給排水設備 | 特定の生産又は業務用設備（配管を含む）、屋外設備 | 左記以外の設備 |
| 冷暖房装置 | ルームエアコンディショナー | 家屋と一体となっている設備 |
| 厨房設備、洗濯設備 | 顧客の求めに応じる（百貨店、旅館、飲食店、病院等）サービス設備 | サービス設備以外の設備 |
| 運搬設備 | ベルトコンベア | エレベーター、リフト、エスカレーター設備 |
| 簡易間仕切 | 床から天井まで達しない程度のもの | 床から天井まで達する程度のもの |
| その他 | ブラインド、カーテン、LAN配線 | － |

## 償却資産の種類と具体例

償却資産の対象となる主な資産は次のとおりです。

| 資産の種類 | | | 具体例 |
|---|---|---|---|
| 1種 | 構築物 | 土地に定着しない簡易な建物、周壁等で外界遮断されない建物 | プレハブの簡易事務所・物置、テント倉庫、カーポート、自動車置場、資材・ごみ置場等 |
| | | 土地に定着した土木設備 | 門、塀、塗装路面、煙突、広告塔、打込井戸、庭園、緑化施設等の外構工事、看板等 |
| | | 建物附属設備 | 建物から独立した設備等（家屋に含めて評価されるものは除く）、受・変電設備、屋外配管設備、屋外排水設備、簡易間仕切等 |
| | | | 建物の所有者以外の方（テナント）が施工した設備、店舗内造作設備、照明設備、給排水衛生設備、ガス設備等 |
| 2種 | 機械及び装置 | | 加工機械、製造機械、冷凍・冷蔵設備、紡績設備、工作機械、木工機械（製材業用設備）、印刷設備、化学薬品製造設備、建設工業機械、ホテル・旅館設備、クリーニング設備、その他機械・装置の設備（太陽光発電設備等）、ブルドーザーやパワーショベルなどの自走式作業用機械（ナンバープレートの分類番号が0、00～09、000～099のもの） |
| 3種 | 船舶 | | 砂利採取船、モーターボート、漁船、ヨット等 |
| 4種 | 航空機 | | ヘリコプター、飛行機等 |
| 5種 | 車両及び運搬具 | | 運搬用台車、大型トラクター、フォークリフト、キャタピラを有する大型特殊自動車等（ナンバープレートの分類番号が9、90～99、900～999のもの） |
| 6種 | 工具器具及び備品 | | 机、いす、応接セット、ロッカー、ワープロ、パソコン、計算機、棚、音響機器、冷暖房設備（家屋と一体となっていないものに限る）、じゅうたん、座布団、室内装飾品、通信設備、時計、カメラ、映写機、看板（土地に定着していないもの）、金庫、レントゲン、貸衣装、自動販売機、焼却炉、パチンコ台等の遊具、貸し植木等 |

## 耐用年数について

資産ごとの耐用年数は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（耐用年数省令）別表第1、第2、第5及び第6に掲げる年数を主に適用しますが、例外として次の耐用年数も適用されます。

◇ 中古見積耐用年数

耐用年数省令第3条の規定により見積もった耐用年数

◇ 短縮耐用年数

耐用年数の短縮について、国税局長の承認を受けた時の耐用年数

＜主な資産の耐用年数（一部抜粋）＞

| 構築物及び建物付帯設備 | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 資産の種類 | | | 耐用年数 | 資産の種類 | | | 耐用年数 |
| 広告用看板 | 金属造のもの | | 20 | 打込み井戸 | | | 10 |
| | その他のもの | | 10 | 電気設備 | 蓄電池電源設備 | | 6 |
| 緑化設備及び庭園 | 工場緑化施設 | | 7 | | その他のもの | | 15 |
| | その他の緑化施設及び庭園 | | 20 | 給排水・衛生・ガス設備 | | | 15 |
| 舗装道路及び舗装路面 | コンクリート敷、ブロック敷、レンガ敷、石敷 | | 15 | アーケード日よけ | 主として金属製のもの | | 15 |
| | アスファルト敷、木レンガ敷 | | 10 | | その他のもの | | 8 |
| | ビチューマルス敷 | | 3 | 店用簡易設備・簡易間仕切 | | | 3 |
| 塀 | コンクリート又はブロック造 | | 15 | 簡易建物（仮設のもの） | | | 7 |
| | 金属造 | | 10 | | | | |

| 機械及び装置 | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 食料品製造業用設備 | | | 10 | 金属製品製造業用設備 | 金属被覆及び彫刻業又は打はく及び金属製ネームプレート製造業用設備 | 6 |
| 繊維工業用設備 | 炭素繊維製造設備 | 黒鉛化炉 | 3 | | その他の設備 | 10 |
| | | その他の設備 | 7 | 生産用機械器具製造業用設備 | 金属加工機械製造設備 | 9 |
| | その他の設備 | | 7 | | その他の設備 | 12 |
| 木材又は木製品（家具を除く）製造業用設備 | | | 8 | 業務用機械器具製造業用設備 | | 7 |
| 家具又は装備品製造業用設備 | | | 11 | 総合工事業用設備 | | 6 |
| パルプ、紙又は紙加工品製造業用設備 | | | 12 | 運輸に附帯するサービス業用設備 | | 10 |
| 印刷業又は印刷関連業用設備 | | デジタル印刷システム設備 | 4 | 飲食料品卸売業用設備 | | 10 |
| | | 製本業用設備 | 7 | 宿泊業用設備 | | 10 |
| 石油製品又は石炭製品製造業用設備 | | | 7 | 洗濯業、理容業、美容業又は浴場業用設備 | | 13 |
| 窯業又は土石製品製造業用設備 | | | 9 | | | |
| はん用機械器具製造業用設備その他サービス | | | 12 | | | |
| 太陽光発電設備 | | | 17 | 自動車整備業用設備 | | 15 |

| 車両及び運搬具 | | | |
|---|---|---|---|
| フォークリフト | 4 | 移動無線車、放送宣伝車 | 5 |
| 乗合自動車 | 5 | | |

| 工具・器具及び備品 | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 測定工具、検査工具 | | 5 | 複写機、タイムレコーダー、その他これらに類するもの | | 5 |
| 治具、取付工具 | | 3 | | | |
| 金型 | | 2 | テレタイプライター及びファクシミリ | | 5 |
| 切削工具 | | 2 | | | |
| 事務机、椅子、キャビネット | 主として金属製のもの | 15 | 電話設備その他の通信機器 | デジタル構内交換設備及びデジタルボタン電話設備 | 6 |
| | その他のもの | 8 | | | |
| 応接セット | 接客業用のもの | 5 | | その他のもの | 10 |
| | その他のもの | 8 | 看板及び広告器具 | 看板、ネオンサイン及び気球 | 3 |
| 陳列棚、陳列ケース | 冷凍機又は冷蔵機付きのもの | 6 | | 主として金属製のもの | 10 |
| | その他のもの | 8 | | その他のもの | 5 |
| ラジオ、テレビ、テープレコーダー、その他音響機器 | | 5 | 容器及び金庫 | 手さげ金庫 | 5 |
| | | | | その他のもの | 20 |
| 冷房用又は暖房用機器 | | 6 | 理容又は美容機器 | | 5 |
| 電気冷蔵庫、電気洗濯機、その他の電気又はガス機器 | | 6 | レントゲンその他電子装置を使用する機器 | 移動式のもの、救急医療用のもの及び自動血液分析器 | 4 |
| 室内装飾品 | 主として金属製のもの | 15 | | | |
| | その他のもの | 8 | | その他のもの | 6 |
| 食事又は厨房用品 | 陶磁器製又はガラス製のもの | 2 | 歯科診療用ユニット | | 7 |
| | その他のもの | 5 | 映画フィルム（スライドを含む）、磁気テープ、レコード | | 2 |
| 電子計算機 | パーソナルコンピューター | 4 | 自動販売機（手動のものを含む。） | | 5 |
| | | | シート及びロープ | | 2 |
| | その他のもの | 5 | 焼却炉 | | 5 |

## 課税標準の特例を受ける資産

下表(地方税法抜粋)に記載する償却資産は、課税標準の特例(軽減)が適用されます。なお、この他にも特例がありますので、詳細は地方税法第349条の3、同法附則第15条をご確認ください。

| 特例適用事業者 | 対象となる資産 | 適用期間及び条件 | 特例率 |
|---|---|---|---|
| 一般ガス導管事業者等 | 新設した一般ガス導管事業用の償却資産 | 最初の5年度分 | 1／3 |
| | | 次の5年度分 | 2／3 |
| 農業協同組合、中小企業等共同組合等 | 国の補助金等を受けて取得した農林漁業者又は中小企業者の共同利用機械等 | 最初の3年度分 | 1／2 |
| 家庭的保育事業者等 | 各事業の認可を得た者が直接当該事業の用に供する償却資産 | 期限なし | 1／2 |
| 居宅訪問型保育事業者等 | | | 1／2 |
| 事業所内保育事業者等 | | | 1／2 |
| 公共の危害防止設置者等 | 水質汚濁防止法に規定する特定施設又は指定地域特定施設を設置する工場又は事業場の汚水又は廃液の処理施設 | 令和6年4月1日～令和8年3月31日に取得したもの | 1／2 |
| | ごみ処理施設 | | 1／2 |
| | 一般廃棄物の最終処分場 | | 2／3 |
| | 産業廃棄物処理施設 | | 1／3 |
| | 公共下水道の使用者が設置した除害施設 | | 4／5 |
| 再生可能エネルギー発電設置者等 | 太陽光を電気に変換する特定再生可能エネルギー発電設備(認定発電設備を除く、出力 1,000kw 未満のもの) | 令和6年4月1日～令和8年3月31日に取得したものについて、最初の3年度分 | 2／3 |
| | 太陽光を電気に変換する特定再生可能エネルギー発電設備(認定発電設備を除く、出力 1,000kw 以上のもの) | | 3／4 |
| | 太陽光を電気に変換する特定再生可能エネルギー発電設備(認定発電設備を除く、グリーンイノベーション基金補助金を受けて取得したペロブスカイト太陽電池) | 令和8年4月1日～令和11年3月31日に取得したものについて、最初の3年度分 | 1／2 |
| 洪水浸水想定区域、雨水浸水想定区域、高潮浸水想定区域の所有者又は管理者 | 洪水時、雨水出水時又は高潮時の浸水の防止を図るための設備 | 平成29年4月1日～令和8年3月31日に取得したものについて、最初の5年度分 | 2／3 |
| 特定事業所内保育施設事業者等 | 国の補助を受けた特定事業所内保育施設事業者が当該事業の用に供する償却資産 | 平成29年4月1日～令和6年3月31日の間で補助を受けた日の翌年1月1日から5年度分 | 1／2 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 市から中小企業等経営強化法に基づく先端設備導入計画の認定を受けた中小事業者等 | 先端設備等導入計画に基づき取得した先端設備等<br>※賃上げ目標なし | 令和5年4月1日から令和7年3月31日までに取得したものについて、最初の3年度分 | 1／2 |
| | 雇用者給与等支給額の増加に係る事項が記載された先端設備等導入計画に基づき取得した先端設備<br>※賃上げ目標1.5％以上 | 令和5年4月1日から令和7年3月31日までに取得したものについて、最初の5年度分 | 1／3 |
| | | 令和6年4月1日から令和7年3月31日までに取得したものについて、最初の4年度分 | 1／3 |
| | | 令和7年4月1日から令和9年3月31日までに取得したものについて、最初の3年度分 | 1／2 |
| | 雇用者給与等支給額の大幅な増加に係る事項が記載された先端設備等導入計画に基づき取得した先端設備等<br>※賃上げ目標3.0％以上 | 令和7年4月1日から令和9年3月31日までに取得したものについて、最初の5年度分 | 1／4 |

※上表は、令和８年11月現在のものです。

## 非課税となる資産

非課税となる資産は、地方税法第348条に規定されています。下表は、その一部について抜粋したものです。

| 該当資産 |
|---|
| 宗教法人が本来の用に供する境内建物及び境内地 |
| 学校法人等が設置する直接保育又は教育の用に供する資産 |
| 公益社団法人若しくは公益財団法人、宗教法人又は社会福祉法人が設置する幼稚園で直接保育の用に供する資産 |
| 公的医療機関の開設者、医療法人、公益社団法人及び公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、社会福祉法人、健康保険組合及び健康保険組合連合会並びに国家公務員共済組合及び国家公務員共済組合連合会等が設置する看護師、准看護師、歯科衛生士その他政令で定める医療関係者養成所において直接教育の用に供する資産 |
| 社会福祉法人が生活保護法第38条第1項の保護施設の用に供する資産 |
| 社会福祉法人等が次の事業の用に供する固定資産<br>〇小規模保育事業（児童福祉法第6条の3第10項）<br>〇児童福祉施設（児童福祉法第7条第1項）<br>〇認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第6項）<br>〇老人福祉施設（老人福祉法第5条の3）<br>〇障害者支援施設（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第11項）<br>〇包括的支援事業（介護保険法第115条の47第1項） |

※上表は、令和８年11月現在のものです。

# 2 償却資産の申告について

## 申告が必要なかた

那珂市内で事業を行っているかたで、令和９年１月１日現在に償却資産を所有しているかた

※令和8年中に資産の増減がないかた、または事業廃止・解散・転出をされたかたであっても申告は必要です。

当市では、適正な課税を行うため、期限内に申告が確認できない場合には、償却資産の所有状況について確認させていただくことがあります。申告の案内が届いた際は、申告対象となる償却資産がない場合につきましても、その旨をご申告くださいますよう、ご協力をお願いいたします。

## 申告書の記入と提出書類

「申告が必要な資産」(1 ページ)をご参照いただき、申告対象となる償却資産をご確認ください。

⇩

申告書記入例(14～17ページ)をご参照いただき、申告書等を作成してください。なお、申告されるかたの状況により提出書類が異なりますので、下表をご参照ください。

⇩

電子申告(eLTAX)、郵送又は窓口持参により申告書等をご提出ください。

| 区分 | | 申告内容 | 提出書類 |
|---|---|---|---|
| 前年度に引き続き申告されるかた | 資産に増減がある場合 | 令和8年1月2日から令和9年1月1日までの増加資産(申告漏れを含む)又は減少資産を申告してください。 | 申告書類と種類別明細書 |
| | 資産に増減がない場合 | 申告書中「19 資産に増減なし」に☑をいれてください。 | 申告書のみ |
| | 廃業、解散、転出等をされた場合 | 申告書中「21 転出・廃業・解散・その他」欄に☑をいれ、異動年月日等を記入してください。 | 申告書のみ |
| 初めて申告されるかた | 対象資産がある場合 | 令和9年1月1日現在に所有されている資産の全部を申告してください。 | 申告書と全資産の種類別明細書 |
| | 対象資産がない場合 | 申告書中「20 該当資産なし」欄に☑をいれてください。 | 申告書のみ |

※特例該当資産又は非課税該当資産がある場合は、申告書中「22 備考欄(添付書類等)」欄にその旨を記入のうえ、要件を満たしていることが分かる書類を添付してください。内容については、「課税標準の特例を受ける資産」及び「非課税となる資産」(7～8 ページ)をご参照ください。

## 電子申告(eLTAX)について

電子申告(eLTAX)を活用すると、市役所に出向くことなく自宅やオフィスなどからインターネット経由で申告手続きを行うことができます。PC をお持ちのかたは積極的にご活用ください。

### 利用の流れ

＜Step1＞　利用届出を行います

eLTAX ホームページより、利用届出を行い利用者 ID を取得してください。

『利用者 ID の取得』に関するホームページはこちら
https://www.eltax.lta.go.jp/eltax/junbi/riyoushaid/

＜Step2＞　eLTAX 対応ソフトを取得します

申告書を作成・送信するための eLTAX 対応ソフトウェアが必要です。

対応ソフトウェア(PCdesk)は、eLTAX ホームページより無料で取得できます。

＜Step3＞　電子申告を行います

対応ソフトウェアから、申告書を作成・送信してください。

『固定資産税(償却資産)を電子申告するには』に関するホームページはこちら
https://www.eltax.lta.go.jp/denshishinkoku/case05/

※申告書データ作成方法等の電子申告利用に関する具体的な操作方法については、以下にお問い合わせください。

○eLTAX ホームページ　https://www.eltax.lta.go.jp/

○eLTAX ヘルプデスク　TEL:0570-081459
（繋がらない場合　TEL:03-6745-0720）

## 申告書提出にあたっての留意事項

◇マイナンバー法に伴う本人確認の実施

マイナンバー法の施行に伴い、平成 28 年度より申告書中に「5　個人番号又は法人番号」欄が追加されました。これによりマイナンバーを記載した申告書を提出いただく際に、本人確認（番号確認、身元確認及び代理権確認）を行いますので、以下の資料をご用意ください。郵送の場合でも、写しの添付が必要となります。

① 本人提出の場合
　番号確認資料（マイナンバーカード裏面、通知カード、個人番号付き住民票等）
　身元確認資料（マイナンバーカード表面、運転免許証等）
② 代理人提出の場合
　本人の番号確認資料（マイナンバーカード裏面、通知カード、個人番号付き住民票等）
　代理人の身元確認資料（マイナンバーカード表面、運転免許証、税理士証票等）
　代理権確認資料（税務代理権限書、委任状等）

◇事業所名変更、合併、移転があった場合

事業所名変更、合併、移転があった際は、申告書の「22　備考欄（添付書類等）」欄に、変更前の事業所名等をご記入ください。記載がない場合、前年度と同じデータで課税されることがありますのでご注意ください。

なお、移転等に伴い資産も那珂市から他市町村に移動した場合は、当該資産について当市では「減少」扱いとなります。種類別明細書（増減資産用）を作成し必ず提出してください。明細書中「増減理由」欄については「5　移動」を記入してください。また、この場合は、移動した先の市町村でも新たに申告が必要となります。

# 3　評価額の計算とその他

## 評価額の算出方法

1　基準評価額（半年償却法）

初年度において、前年の7月に当該資産を取得したものとみなし、償却　計算を行う方法です。

評価額の算定においては、残存価格は取得価格の5％、減価償却率は旧定率法となり、従前と変わりません。

◆計算方法◆

初年度　取得価額×（1－減価率／2）

次年度　前年度評価額×（1－減価率）

※求めた額が（取得価額×５％）よりも小さい場合は、（取得価額×５％）により求めた額を評価額とします。

【計算例：令和8年5月業務用洗濯機（耐用年数13年）を50万円で取得した場合】

初年度　（取得価格 500,000 円）×{ 前年中取得の減価残存率（1－0.162／2）}

＝評価額　459,500 円

次年度　（前年度の評価額 459,500 円）×{ 前年前取得の減価残存率（1－0.162）}

＝評価額　385,061 円

2　減価残存率表

| 耐用年数 | 減価率 | 減価残存率 | | 耐用年数 | 減価率 | 減価残存率 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 前年中取得 | 前年前取得 | | | 前年中取得 | 前年前取得 |
| 2 | 0.684 | 0.658 | 0.316 | 16 | 0.134 | 0.933 | 0.866 |
| 3 | 0.536 | 0.732 | 0.464 | 17 | 0.127 | 0.936 | 0.873 |
| 4 | 0.438 | 0.781 | 0.562 | 18 | 0.120 | 0.940 | 0.880 |
| 5 | 0.369 | 0.815 | 0.631 | 19 | 0.114 | 0.943 | 0.886 |
| 6 | 0.319 | 0.840 | 0.681 | 20 | 0.109 | 0.945 | 0.891 |
| 7 | 0.280 | 0.860 | 0.720 | 21 | 0.104 | 0.948 | 0.896 |
| 8 | 0.250 | 0.875 | 0.750 | 22 | 0.099 | 0.950 | 0.901 |
| 9 | 0.226 | 0.887 | 0.774 | 23 | 0.095 | 0.952 | 0.905 |
| 10 | 0.206 | 0.897 | 0.794 | 24 | 0.092 | 0.954 | 0.908 |
| 11 | 0.189 | 0.905 | 0.811 | 25 | 0.088 | 0.956 | 0.912 |
| 12 | 0.175 | 0.912 | 0.825 | 26 | 0.085 | 0.957 | 0.915 |
| 13 | 0.162 | 0.919 | 0.838 | 27 | 0.082 | 0.959 | 0.918 |
| 14 | 0.152 | 0.924 | 0.848 | 28 | 0.079 | 0.960 | 0.921 |
| 15 | 0.142 | 0.929 | 0.858 | 29 | 0.076 | 0.962 | 0.924 |

## 地方税と国税の主な違い

償却資産に対する課税について、国税と比較すると次のとおりです。

| 項目 | 地方税の取扱い<br>（固定資産税） | 国税の取扱い<br>（法人税・所得税） |
|---|---|---|
| 償却計算の期間 | 暦年（賦課期日制度） | 事業年度 |
| 減価償却の方法 | 定率法のみ<br>※法人税等の旧定率法で用いる減価率と同様 | ○建物並びに平成28年4月1日以後に取得をする建物附属設備及び構築物以外の一般の資産は、定率法・定額法の選択制<br>○定率法を選択した場合<br>・平成24年4月1日以降に取得された資産は「定率法（200％定率法）」を適用<br>・平成19年4月1日から平成24年3月31日までに取得された資産は「定率法（250％）」を適用<br>・平成19年3月31日以前に取得された資産は「旧定率法」を適用 |
| 前年中の新規取得資産 | 半年償却（1／2） | 月割償却 |
| 圧縮記帳の制度 | 認められません | 認められます |
| 特別償却、割増償却 | 認められません | 認められます |
| 増加償却 | 認められます | 認められます |
| 評価額の最低限度 | 取得価額の5％ | 備忘価額（1円） |
| 改良費（資本的支出） | 区分評価 | 原則区分評価 |

## 課税標準、免税点、税率等

◇ 課税標準

賦課期日（1 月 1 日）現在における評価額が課税標準となります。ただし、課税標準の特例の適用がある場合は、特例率を乗じた後の額が課税標準額となります。

◇ 免税点　課税標準額の合計が 180 万円未満の場合は、課税されません。

※令和 8 年度までは 150 万円未満

◇ 税率　100分の1.4（1.4％）

◇ 税額　課税標準額×税率

◇ 納期　4 回（4 月、7 月、12 月、翌年 2 月）

土地及び家屋を所有されている方は、固定資産税・都市計画税と併せて納付していただきます。

◇ 取得価額における消費税の取扱い

償却資産の取得価額は、原則として法人税又は所得税の取扱いに準じます。税込経理方式の場合は税込価額、税抜経理方式の場合は税抜価額を申告してください。

受付印

令和　　年　　月　　日

那珂市長　　殿

令和　　年度

# 償却資産申告書（償却資産課税台帳）

| 帳票識別コード | |
|---|---|
| 申告区分 | □当初申告　・　□修正申告 |
| 処理方式 | □一般処理　・　□電算処理 |
| 申告書等送付番号 | 8000000 |

| | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 所有者 | 1 | フリガナ | イバラキケンナカシフクダ | 5 | 個人番号又は法人番号 | 1000000000000 | 10 | 短縮耐用年数の承認 | □有　・　☑無 |
| | | 住所（納税通知書送付先） | 茨城県那珂市福田1192-5 | 6 | 事業種目 | 電子機器製造業 | 11 | 増加償却の届出 | □有　・　☑無 |
| | | 電話番号 | 029-298-1111 | | 資本金又は出資金の額 | 5000万円 | 12 | 非課税該当資産 | □有　・　☑無 |
| | 2 | フリガナ | イバラキケンナカシフクダ | 7 | 事業開始年月 | 平成　25年　4月 | 13 | 課税標準の特例 | □有　・　☑無 |
| | | 公簿上の住所又は所在地 | 茨城県那珂市福田1819-5 | 8 | この申告に応答する者の係及び氏名 | 経理課　那珂　花子 | 14 | 特別償却又は圧縮記帳 | □有　・　☑無 |
| | 3 | フリガナ | ナカデンシキキ | | 電話番号 | 298-1111 | 15 | 税務会計上の償却方法 | ☑定率法　・　□定額法 |
| | | 氏名（法人にあってはその名称及び代表者の氏名） | (株)那珂電子機器<br>代表取締役　那珂　太郎 | 9 | 税理士等の氏名 | 菅谷会計事務所 | 16 | 青色申告 | ☑有　・　□無 |
| | | 屋号 | | | 電話番号 | 298-2222 | | | |
| | 4 | 公簿上の生年月日又は設立年月日 | 平成　25年　4月　1日 | | | | | | |

| 資産の種類 | | 取得価額 前年前に取得したもの (イ) | 前年中に減少したもの (ロ) | 前年中に取得したもの (ハ) | 計 ((イ)－(ロ)＋(ハ)) (ニ) |
|---|---|---|---|---|---|
| 1 | 構築物 | 7,500,000 | | 2,892,500 | 10,392,500 |
| 2 | 機械及び装置 | 45,500,000 | 2,599,000 | | 42,901,000 |
| 3 | 船舶 | | | | |
| 4 | 航空機 | | | | |
| 5 | 車両及び運搬具 | | | | |
| 6 | 工具、器具及び備品 | 5,554,600 | 1,250,000 | | 4,304,600 |
| 7 | 合計 | 58,554,600 | 3,849,000 | 2,892,500 | 57,598,100 |

| 資産の種類 | | ※評価額 (ヨ) | ※決定価格 (ヘ) | ※課税標準額 (ト) | 数量 |
|---|---|---|---|---|---|
| 1 | 構築物 | | | | |
| 2 | 機械及び装置 | | | | |
| 3 | 船舶 | | | | |
| 4 | 航空機 | | | | |
| 5 | 車両及び運搬具 | | | | |
| 6 | 工具、器具及び備品 | | | | |
| 7 | 合計 | | | | |

※印欄は企業の電算処理による申告をする方のみ記入してください。

| | | |
|---|---|---|
| 17 | 市（区）町村内における事業所等資産の所在地 | ① 那珂市菅谷3104-1　☑自己所有家屋　□借家<br>②　□自己所有家屋　□借家<br>③　□自己所有家屋　□借家 |
| 18 | 借用資産 | ☑有　・　□無 |
| | 貸主の名称等 | (株)那珂リース |
| 19 | □ 資産に増減なし | |
| 20 | □ 該当資産なし | |
| 21 | □ 転出・廃業・解散・その他（　　）（令和　年　月　日） | |
| 22 | 備考（添付書類等） | |

| 欄 | | 記　入　の　し　か　た |
|---|---|---|
| 住所（納税通知書送付先） | | 納税通知書等の送達先を新たに別途指定する場合のみ、送達先の住所を記入してください。 |
| 公簿上の住所又は所在地 | | 個人の場合は住所、法人の場合は本店又は主たる事務所の所在地を記入してください。 |
| 氏名 | | 個人の場合は、氏名を記入してください。法人の場合は、名称と代表者の氏名を記入してください。 |
| 公簿上の生年月日又は設立年月日 | | 個人の場合は生年月日、法人の場合は設立年月日を記入してください。 |
| 申請書等送付番号 | | 本年度の納税通知書等に印字されている所有者コード（0，5，8で始まる7桁のコード）を記入してください。（不明の場合は空欄で可） |
| 個人番号又は法人番号 | | 12桁の個人番号（マイナンバー）又は13桁の法人番号を記入してください。 |
| 事業種目・資本金等の金額 | | 事業の種目を具体的に記入してください。 複数の事業を行っている場合には、那珂市における主たる事業種目を記入してください。 法人にあっては、資本金又は出資金等の金額も記入してください. |
| 事業開始年月 | | 事業開始年月（法人設立年月）を記入してください。 |
| この申告に応答する者の係及び氏名 | | この申告についての担当部署、応答される方の氏名及び電話番号を記入してください。 |
| 税理士等の氏名 | | 税理士等に経理を委託している場合は、その氏名及び電話番号を記入してください。 |
| 短縮耐用年数の承認 | | 該当する方に☑を記入してください。 |
| 増加償却の届出 | | 該当する方に☑を記入してください。 |
| 非課税該当資産 | | 該当する方に☑を記入してください。非課税資産の価額はこの申告の取得価額に含めないでください。 |
| 課税標準の特例 | | 該当する方に☑を記入してください。 |
| 特別償却又は圧縮記帳 | | 該当する方に☑を記入してください。なお、償却資産の評価では、これらの取扱いは認められておりません。 |
| 税務会計上の償却方法 | | 税務会計上の償却方法について、該当する方に☑を記入してください。 |
| 青色申告 | | 法人税法又は所得税法の規定による青色申告の有無について、該当する方に☑を記入してください。 |
| 事業所等資産の所在地 | | 那珂市内における資産の所在地を全て記入してください。 多数ある場合は別紙に記入し提出してください。<br>事業所である家屋の所有区分について、該当する方に☑を記入してください。 |
| 借用資産（有・無） | | 該当する方に☑を記入してください。「有」に該当する場合は貸主(リース会社等)の名称を記入してください。 |
| □資産に増減なし | | 前年度申告された方で、前年度の資産から増減がない場合は☑を記入してください。 |
| □該当資産なし | | 該当資産がない場合は☑を記入してください。該当資産を所有していない場合は「全てリース資産の使用により該当なし」等の例により、<br>該当資産の所有が全てなくなった場合は「事業所廃止により全資産処分（売却）」等の例により、備考欄に理由を明示して記入してください。 |
| □転出・廃業・解散・その他 | | 異動事項（本社の移転、合併、名称変更、廃業等）がある場合は、☑を記入及び異動年月日を記入してください。 |
| 取得価額 | 前年前に取得したもの（イ） | 前年前に取得した資産の取得価額の合計額を資産の種類別に記入してください。<br>＊この額は前年度の申告書の(ニ)の額と同じです。初めて那珂市にて申告される場合は、空欄となります。 |
| | 前年中に減少したもの（ロ） | 前年中に減少した資産の取得価額の合計額を資産の種類別に記入してください。 |
| | 前年中に取得したもの（ハ） | 前年中に取得した資産の取得価額の合計額を資産の種類別に記入してください。 |
| | 計（(イ)－(ロ)＋(ハ)）（ニ） | (イ)－(ロ)＋(ハ)によって算出した額を種類別に記入してください。 |

| 帳票識別コード | |
|---|---|
| 申告区分 | □当初申告　・　□修正申告 |
| 処理方式 | □一般処理　・　□電算処理 |

| 申告書等送付番号 |
|---|
| 8000000 |

令和　　年度

# 種　類　別　明　細　書（全資産用・プレ申告用）

| 所　有　者　名 | 1枚のうち |
|---|---|
| (株)那珂電子機器 | 1枚　目 |

| 行番号 | 異動区分 (注1) | 資産の種類 (注2) | 物件番号 | 資産の名称等 | 数量 | 取得年月 (注3) 年号 | 年 | 月 | 元日取得 (注4) | 取得価額 (注5) (イ) | 耐用年数 | 減価残存率 (ロ) | 価額 (ハ) | ※課税標準の特例 率 | ※課税標準の特例 コード | ※課税標準額 | 増減事由 (注6) | 摘要 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 01 | 1 | 1 | | 駐車場舗装（アスファルト）工事 | 1 | 5 | 8 | 6 | | 2,000,000 | 10 | 0 | | | | | 1 | |
| 02 | 1 | 2 | | 街路灯設置工事 | 2 | 5 | 6 | 6 | | 520,000 | 10 | 0 | | | | | 2 | |
| 03 | 1 | 1 | | 門扉設置工事 | 1 | 5 | 8 | 9 | | 892,500 | 10 | 0 | | | | | 1 | |
| 04 | 2 | 6 | | パソコン | 15 | 4 | 27 | 9 | | 3,750,000 | 4 | 0 | | | | | 4 | 5,000,000<br>(減少数量20) |
| （中　略） | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 20 | | | | | | | | | | | | 0 | | | | | | |
| | | | | 小　計 | | | | | | 57,598,100 | | | | | | | | |

| 欄 | 記　入　の　し　か　た |
|---|---|
| 異動区分 | 異動区分に対応する1～3の数字を記入してください。<br>1 増加　2 減少　3 訂正 |
| 資産の種類 | 資産の種類に対応する1～6の数字を記入してください。<br>1 構築物　2 機械及び装置　3 船舶　4 航空機　5 車両及び運搬具　6 工具・器具及び備品 |
| 資産の名称等 | 資産の名称を記入してください。 |
| 数量 | 資産の数量を記入してください。 |
| 取得年月 | 資産を取得した年月を記入してください。 年号は対応する数字を記入してください。　昭和＝3　平成＝4　令和＝5 |
| 元日取得 | 元日（1月1日）に取得した場合には「1」をご記入ください。 |
| 取得価額 | 「処理方式」が「一般処理」の場合、「異動区分」が「2減少」の資産について、「(イ)取得価額」は減少後の「取得価額」((例)全部減少の場合は「0」が入ります)をご記入ください。 |
| 耐用年数 | 資産に対応した耐用年数を記入してください。 |
| 増減事由 | 資産の増減事由に対応する1～6の数字をご記入ください。<br>1 新品取得　2 中古品取得　3 売却　4 滅失　5 移動　6 その他 |
| 摘要 | 資産が「2減少」の場合は、減少前の取得金額を記入してください。<br>例　取得価額500万円(数量20)のうち125万円(数量5)分減少の場合、「500万円(数量20)」 |

注：　　の欄は、空欄でも差し支えございません。

令和　　年度

# 種　類　別　明　細　書（増減資産用）

| 所有者名 | 1枚のうち |
|---|---|
| (株)那珂電子機器 | 1枚　目 |

| 帳票識別コード | |
|---|---|
| 申告区分 | □当初申告　・　□修正申告 |
| 処理方式 | □一般処理　・　□電算処理 |
| 申告書等送付番号 | |
| 8000000 | |

| 行番号 | 異動区分（注1） | 資産の種類（注2） | 物件番号 | 資産の名称等 | 数量 | 取得年月（注3） 年号 | 年 | 月 | 元日取得（注4） | 取得価額（注5） | 耐用年数 | 申告年度 | 増減事由（注6） | 摘要（注5） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 01 | 2 | 2 | 19 | 電子集塵機 | 0 | 4 | 20 | 12 | | 0 | 6 | | 4 | 599,000（数量1） |
| 02 | 2 | 2 | 5005 | 物品発送コンベアー | 0 | 4 | 19 | 4 | | 0 | 7 | | 5 | 2,000,000（数量1） |
| 03 | 2 | 6 | 11002 | パソコン | 15 | 4 | 27 | 9 | | 3,750,000 | 4 | | 4 | 5,000,000（数量20） |
| 04 | 1 | 1 | 15001 | 駐車場舗装（アスファルト）工事 | 1 | 5 | 8 | 6 | | 2,000,000 | 10 | | 1 | |
| 05 | 1 | 1 | 15008 | 門扉設置工事 | 1 | 5 | 8 | 9 | | 892,000 | 10 | | 1 | |
| 06 | | | | | | | | | | | | | | |
| （中　略） | | | | | | | | | | | | | | |
| 20 | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | 小　計 | | | | | | 6,642,500 | | | | |

| 欄 | 記入のしかた |
|---|---|
| 異動区分 | 異動区分に対応する1～3の数字を記入してください。<br>1 増加　2 減少　3 訂正 |
| 資産の種類 | 資産の種類に対応する1～6の数字を記入してください。<br>1 構築物　2 機械及び装置　3 船舶　4 航空機　5 車両及び運搬具　6 工具・器具及び備品 |
| 物件番号 | 資産の物件番号（那珂市で打ち出した「償却資産種類別明細書」に印字されている2～5桁のコード）を記入してください。 |
| 資産の名称等 | 資産の名称を記入してください。 |
| 数量 | 資産の数量を記入してください。減少の場合は、減少後の資産の数量を記入してください。 |
| 取得年月 | 資産を取得した年月を記入してください。　年号は対応する数字を記入してください。　昭和＝3　平成＝4　令和＝5 |
| 元日取得 | 元日（1月1日）に取得した場合には「1」をご記入ください。 |
| 取得価額 | 異動区分が「2減少」の場合は、減少後の資産の取得価額を記入してください。（例）全部減少の場合は「0」が入ります）<br>資産の一部が減少した場合は、減少後の資産の数量に対応する取得価格を記入してください。（例）取得価額500万円（数量20）のうち125万円（数量5）分減少の場合、「3,750,000」を記入） |
| 耐用年数 | 資産に対応した耐用年数を記入してください。 |
| 増減事由 | 資産の増減事由に対応する1～6の数字をご記入ください。<br>1 新品取得　2 中古品取得　3 売却　4 滅失　5 移動　6 その他 |
| 摘要 | 資産が「2減少」の場合は、減少前の取得金額を記入してください。<br>例　取得価額500万円（数量20）のうち125万円（数量5）分減少の場合、「500万円（数量20）」 |